

飯山市社会福祉協議会

車椅子貸出事業に関する規程

(事業の目的)

第1条 この事業は車いすを社会福祉協議会（以下社協という）が所有し、それを貸出すことにより歩行困難な人たちの日常生活における便宜を図ること及び学校における福祉体験学習をより効果的にすることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は原則として飯山市在住の人で、身体の障害、老齢、けが等により歩行困難な人、及び福祉体験学習を行う飯山市内の小学校・中学校・高等学校等、社協が利用を適当と認めた者とする。

(利用者)

第3条 利用者とは前条にいう対象者及び介助者をいう。

(利用の内容)

第4条 車両の利用目的は、学校等においては体験学習、それ以外の対象者にあつては、病院の通院、友愛訪問、行楽等その内容を問わない。

(利用の期間)

第5条 利用の期間は、次のとおりとする。

1年間を限度とし必要な期間

(利用の申し込み)

第6条 利用申し込みは、別掲様式により利用者が社協事務局へ申し込むものとする。

なお利用の取消しまたは変更の場合は速やかに社協事務局へ連絡すること。

(利用料金)

第7条 利用料金は無料とする。

(返却)

第8条 使用期間終了後は速やかに返却するものとする。

(破損・事故・賠償)

第9条 使用中、車いすを破損した場合は、利用者の責任において修理すること。使用中の事故については、社協に対し一切の迷惑をかけないこととする。

第10条 その他この規程に定めのない事項については、社協会長の定めるところによる。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月5日から施行する。